別表 令和7年4月1日

低炭素建築物新築等計画の認定基準への適合に係る技術的審査手数料

(##:X)

(税込)				
建物種別	申請種別	面積区分(㎡)(計算対象床面積)	標準計算	仕様基準等※1
一戸建ての住宅		100㎡未満	38,500	24,200
	建物合体	100㎡以上 ~ 200㎡未満	42,900	28,600
	建物全体	200㎡以上 ~ 500㎡未満	45,100	29,700
		500㎡以上	見積もり	見積もり
	住戸部分		一戸建て住宅に準じる	
兼用住宅	非住宅部分		非住宅建築物に準じる	
	建物全体		一戸建て住宅+非住宅建築物	
共同住宅等	住戸部分		基本料金64,900+1住戸あたり5,500	
		1戸以上 ~ 10戸未満	×対象住戸数	基本料金48,400+1住戸あたり1,100
			基本料金96,800+1住戸あたり2,200	×対象住戸数
		10戸以上 ~	×対象住戸数	7737127 30
	共用部分			に準じる※2
複合建築物	住戸部分		共同住宅等住戸部分に準じる※3	
	共用部分		非住宅建築物に準じる※2	
	非住宅部分		非住宅建築物に準じる	
	建物全体		共同住宅等住戸部分+非住宅建築物	
	廷彻主体		,	力于升圧七建業物
建物種別	申請種別	面積区分(㎡)(計算対象床面積)	標準入力法等※ 4	モデル建物法※5
非住宅建築物		100㎡未満	129,800	59,400
		100㎡以上 ~ 200㎡未満	167,200	77,000
		200㎡以上 ~ 300㎡未満	215,600	99,000
	用途区分【1種】	300㎡以上 ~ 500㎡未満	279,400	127,600
	ホテル	500㎡以上 ~ 1,000㎡未満	358,600	162,800
	病院	1,000㎡以上 ~ 2,000㎡未満	435,600	198,000
	集会所	2,000㎡以上 ~ 5,000㎡未満	556,600	250,800
	福祉施設 等	5,000㎡以上 ~ 10,000㎡未満	712,800	321,200
	1田111111111111111111111111111111111111	10,000㎡以上 ~ 20,000㎡未満	910,800	411,400
		20,000㎡以上 ~ 40,000㎡未満	1,164,900	524,700
		40,000㎡以上	見積もり	見積もり
		100㎡未満	92,400	41,800
		100㎡以上 ~ 200㎡未満	118,800	55,000
	用途区分【2種】	200㎡以上 ~ 300㎡未満	151,800	70,400
	事務所	300㎡以上 ~ 500㎡未満	195,800	90,200
	物販店舗	500㎡以上 ~ 1,000㎡未満	251,900	114,400
	学校	1,000㎡以上 ~ 2,000㎡未満	305,800	138,600
	講堂	2,000㎡以上 ~ 5,000㎡未満	391,600	178,200
	幼稚園	5,000㎡以上 ~ 10,000㎡未満	499,400	226,600
		10,000㎡以上 ~ 20,000㎡未満	638,000	288,200
	飲食店等	20,000㎡以上 ~ 40,000㎡未満	816,200	367,400
		40,000㎡以上	見積もり	見積もり
		100㎡未満	59,400	30,800
		100㎡以上 ~ 200㎡未満	77,000	35,200
		200㎡以上 ~ 300㎡未満	99,000	46,200
		300㎡以上 ~ 500㎡未満	127,600	59,400
	用途区分【3種】	500㎡以上 ~ 1,000㎡未満	162,800	74.800
	工場	1,000㎡以上 ~ 2,000㎡未満	198,000	90,200
	倉庫 等	2.000㎡以上 ~ 5.000㎡未満	250,800	114.400
	后呼 守	5,000㎡以上 ~ 10,000㎡未満	321,200	145,200
		10.000㎡以上 ~ 20.000㎡未満	411,400	187,000
		20.000㎡以上 ~ 40.000㎡未満	525.800	237.600
		20,000m以上 ~ 40,000m来凋 40.000mi以上	見積もり	
	1	40,000111以上	兄惧もり	兄惧もり

- ※1 仕様基準等には「誘導仕様基準」、「たすき掛けルート(外皮:仕様基準 一次エネ:性能基準、外皮:性能基準 一次エネ:仕様基準)」も含みます。
- ※2 共用部分の料金用途区分は「用途区分【3種】」とします。
- ※3 住戸数が1である場合は「一戸建ての住宅」に準じるものとします。
- ※4 標準入力法には「主要室入力法」も含みます。
- ※5 モデル建物法法には「モデル建物法 (小規模版)」も含みます。※ 非住宅建築物で複数の建物用途の場合は、用途区分の【1種】、【2種】、【3種】それぞれの計算対象床面積の合計を比較し、最も大きい計算対象床面積 (同一面積の場合は、【1種】、【2種】、【3種】の順)の用途区分とします。この場合、計算対象床面積区分は、その比較した全ての用途区分の合計床 面積とします。
- 適合証等を再交付する場合の料金は、一通に付き、1,100円(税込)とします。
- 共同住宅等において、一つの建築物で性能基準と仕様基準等が混在する場合は、基本料金は標準料金の金額とし、住戸ごとの手数料はそれぞれの計算方法 に準じた金額とします。
- 1. 評価料金を増減額するための要件
 - (1) 変更申請の場合は、上記手数料額の1/2の金額とします。ただし、建物種別や用途、規模等の変更であって、手数料区分が変わる変更や大部分が再審査 となる場合は一端取下げのうえ、再申請(新規手数料)とします。なお、当センター以外(他の機関等)で評価等を行っている場合の変更申請も再申請 (新規手数料) とします。
 - (2) 下記の物との併願申請であって、かつ、審査項目及び計算結果が同一である場合は、主たる申請となるものを除き、11,000円(税込)とします。
 - 1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条、第12条、第29条の2、第30条の申請
 - 2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律に係る設計住宅性能評価の申請
 - 3) 適合証明業務 (フラット35) の申請
 - 4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る長期使用構造等確認の申請
 - (3) 地域の実情とうによる場合、又は継続して多量の取引が見込める場合、若しくは業務の効率化が見込める場合においては、当該手数料の額を超えない 範囲で減額する事ができます。なお、減額する額については、理事長が決定するものとします。
- 2.評価料金の収納方法

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程及び同約款を参照ください。